

第3節 生体検査料

通則

【通則の見直し】

の点数は、算定しない。

1 新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して本節に掲げる検査（次に掲げるものを除く。）を行った場合は、各区分に掲げる所定点数にそれぞれ所定点数の100分の60又は100分の30に相当する点数を加算する。
イ～へ （略）
ト～ヨ （略）

掲げる他の点数は、算定しない。

1 新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して本節に掲げる検査（次に掲げるものを除く。）を行った場合は、各区分に掲げる所定点数にそれぞれ所定点数の100分の80又は100分の50に相当する点数を加算する。
イ～へ （略）
ト 経皮的酸素ガス分圧測定
チ～タ （略）

【通則の見直し】

2 3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号D200からD242までに掲げる検査（次に掲げるものを除く。）を行った場合は、各区分に掲げる所定点数に所定点数の100分の15に相当する点数を加算する。
イ～へ （略）
ト～ル （略）

2 3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号D200からD242までに掲げる検査（次に掲げるものを除く。）を行った場合は、各区分に掲げる所定点数に所定点数の100分の30に相当する点数を加算する。
イ～へ （略）
ト 経皮的酸素ガス分圧測定
チ～ヲ （略）

【新設】

（新設）

D211-4 シャトルウォーキングテスト
200点
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合

D 2 1 5 超音波検査（記録に要する費用を含む。）

【注の追加】

【新設】

D 2 3 5 - 3 長期脳波ビデオ同時記録検査（1日につき）

【注の追加】

しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

注2 区分番号D 2 0 0に掲げるスパイログラフイー等検査及び区分番号D 2 2 0からD 2 2 3 - 2までに掲げる諸監視であつて、シャトルウォーキングテストと同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。

(追加)

注7 4のロについて、微小栓子シグナル（HITS/MES）の検出を行った場合は、150点を所定点数に加算する。

(新設)

D 2 1 5 - 3 超音波エラストグラフィー
200点
注 区分番号D 2 1 5 - 2に掲げる肝硬度測定を算定する患者については、当該検査の費用は別に算定しない。

(追加)

注 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場